

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目 次

訓令

○秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(五・人事課)……………1

秋田県教育委員会訓令

○秋田県教育庁職員等服務規程及び秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(一・総務課)……………1

○秋田県教育庁等事務決裁規程等を廃止する訓令(二・総務課)……………2

## 訓 令

### 秋田県訓令第五号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員服務規程及び職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(秋田県職員服務規程の一部改正)

第一条 秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。」を加え、同条第三項中「短時間

勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員」を加える。

第十二條第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「育児休業法」に、「同法第九條第一項」を「育児休業法第十九條第一項」に改める。(職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「育児休業」の下に「等」を加え、同条第一項中「育児休業承認請求書(様式第一号)」を「別に定める請求書」に改め、同条第四項中「育児休業」の下に「等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「規定により育児休業計画書」を「計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「育児休業の」を「育児休業又は育児短時間勤務(以下「育児休業等」という。))の」に、「交互に育児休業」を「交互に育児休業等」に、「育児休業に」を「育児休業等に」に改め、「常態として」を削り、「育児休業を」を「育児休業等」に、「育児休業計画書(様式第二号)」を「別に定める計画書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 育児短時間勤務の承認の請求は、別に定める請求書を所屬長を経て知事に提出して行うものとする。

第三条の見出し中「育児休業」の下に「等」を加え、同条中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「育児休業」の下に「等」を加える。

第四条の見出し中「子」を「育児休業等に係る子」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号から第三号までの規定中「育児休業」の下に「等」を加え、同条第四号中「第五号」を「以下「条例」という。第五号又は第十四条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による届出は、別に定める変更届を所屬長を経て知事に提出して行うものとする。ただし、育児休業に関する届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第四条第三項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第五条第一項第一号及び第二号中「育児休業」の下に「等」を加え、同項第三号中「育児休業」の下に「等」を加え、「の失効により当該職員が職務に復帰した」を「が失効した」に改め、同項第四号中「育児休業」の下に「等」を、「場合」の下に「又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合」を加え、同項第五号中「育児休業」の下

に「等」を加え、「取り消し、及び当該職員が当該取消しにより職務に復帰した」を「取り消した」に改め、同項に次の一号を加える。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「法」という。))第十七條の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合(第五条第二項中「(第三條)を「若しくは第二項(これらの規定を第三條)に改める。))

第七條第一項中「職員の育児休業等に関する条例第八條各号」を「条例第二十四條各号」に改め、同条第二項中「職員の育児休業等に関する条例第九條」を「条例第二十五條」に改め、同条第三項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「法」に改め、同条第四項中「職員の育児休業等に関する条例」を「条例」に改める。

第八條第一項中「部分休業承認請求書(様式第四号)」を「別に定める請求書」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

様式第一号から様式第四号までを削る。

### 附 則

この訓令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
各 教 育 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程及び秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

秋田県教育委員会教育長 根 岸 均

秋田県教育庁職員等服務規程及び秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(秋田県教育庁職員等服務規程の一部改正)

第一条 秋田県教育庁職員等服務規程(昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしてい

る職員をいう。以下同じ。)を加え、同条第三項中「短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員」を加える。

第五条第七号を次のように改める。

七 育児休業法第二条第一項に規定する育児休業又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

(秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部改正)  
第二条 秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程(平成四十年秋田県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「育児休業」の下に「等」を加え、同条第一項中「知事」を「教育長」に、「育児休業承認請求書(様式第一号)」を「別に定める請求書」に改め、同条第四項中「育児休業」の下に「等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「規定により育児休業計画書」を「計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「育児休業の」を「育児休業又は育児短時間勤務(以下「育児休業等」という。))の」に、「交互に育児休業」を「交互に育児休業等」に、「育児休業」を「育児休業等に」に改め、「常態として」を削り、「育児休業を」を「育児休業等を」に、「育児休業計画書(様式第二号)」を「別に定める計画書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 育児短時間勤務の承認の請求は、別に定める請求書を所属長を経て県教育委員会に提出して行うものとする。

第三条の見出し中「育児休業」の下に「等」を加え、同条中「及び第四項」を、「第二項及び第五項」に改め、「育児休業」の下に「等」を加える。

第四条の見出し中「子」を「育児休業等に係る子」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号から第三号までの規定中「育児休業」の下に「等」を加え、同項第四号中「第五条」を、「以下「条例」という。」第五条又は第十四条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による届出は、別に定める変更届を所属長を経て県教育委員会に提出して行うものとする。ただし、育児休業に関する届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第四条第三項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第五条第一項中「秋田県教育関係職員人事事務取扱規程(昭和四十七年秋田県教育委員会訓令第5号。以下「人事事務取扱規程」という。)(第四条第一項の規定による)」を「別に定める」に、「交付するものとし、その記載形式は、別表に定める

ところによる」を「交付するものとする」に改め、同項第一号及び第二号中「育児休業」の下に「等」を加え、同項第三号中「育児休業」の下に「等」を加え、「の失効により当該職員が職務に復帰した」を「が失効した」に改め、同項第四号中「育児休業」の下に「等」を、「場合」の下に「又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合」を加え、同項第五号中「育児休業」の下に「等」を加え、「取り消し、及び当該職員が当該取消しにより職務に復帰した」を「取り消した」に改め、同項に次の一号を加える。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「法」という。)(第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合)第五条第二項中「(第三条)を「若しくは第二項(これらの規定を第三条)に、「人事事務取扱規程第十二条」を「別に改める。

第六条中「人事事務取扱規程第十六条に規定する」を「別に定める」に、「人事主管課長(人事事務取扱規程第二条第六号に規定する人事主管課長をいう。)」を「別に定める本庁の課長」に改める。

第七条第一項中「職員の育児休業等に関する条例第八条各号」を「条例第二十四条各号」に改め、同条第二項中「職員の育児休業等に関する条例第九条」を「条例第二十五条」に改め、同条第三項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「法」に改め、同条第四項中「職員の育児休業等に関する条例」を「条例」に改める。

第八条第一項中「部分休業承認請求書(様式第四号)」を「別に定める請求書」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

別表を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

附則  
この訓令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第2号

秋田県教育庁等事務決裁規程等を廃止する訓令を次のように定める。  
平成十九年九月二十八日

秋田県教育委員会教育長 根岸 均

秋田県教育庁等事務決裁規程等を廃止する訓令  
次に掲げる訓令は、廃止する。

一 秋田県教育庁等事務決裁規程(昭和五十八年秋田県教育委員会訓令第6号)

二 秋田県教育庁職員等被服貸与規程(昭和六十三年秋田県教育委員会訓令第4号)

三 秋田県教育委員会職員記章着用規程(昭和六十三年秋田県教育委員会訓令第1号)

四 秋田県教育関係職員人事事務取扱規程(昭和四十七年秋田県教育委員会訓令第5号)

五 秋田県教育庁職員等身分証明書交付規程(昭和五十七年秋田県教育委員会訓令第1号)

六 秋田県教育委員会行政文書管理規程(平成十一年秋田県教育委員会訓令第1号)

七 秋田県教育庁当直規程(昭和二十八年秋田県教育委員会訓令第4号)

八 秋田県教育委員会分限・懲戒処分審査会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第3号)

九 教職員の専従許可に関する規程(昭和四十三年秋田県教育委員会訓令第2号)

十 秋田県教育委員会給与委員会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第4号)

十一 秋田県教育委員会研修計画委員会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第5号)

十二 秋田県教育委員会生徒指導委員会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第8号)

十三 秋田県立学校職員被服貸与規程(昭和三十六年秋田県教育委員会訓令第2号)

十四 秋田県教育委員会教員採用委員会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第6号)

十五 秋田県教育委員会高校入試委員会規程(昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第7号)

十六 秋田県教育委員会安全管理規程(昭和六十年秋田県教育委員会訓令第1号)

附則  
(施行期日)  
この訓令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

1 (秋田県教育委員会公印取扱規程の一部改正)

2 秋田県教育委員会公印取扱規程(昭和六十二年秋田県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「当該室に所属する職員のうち秋田県教育委

員会文書管理規程(平成十一年秋田県教育委員会訓令第一号)第六條第三項に規定する文書副主任である者をもつて充てる」を「別に定める」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄